

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮澤 一 洋  
(JASDAQ・コード2428)  
問 合 せ 先  
役 職・氏 名 取締役管理部長 猪飼 俊 哉  
電 話 03-3580-0199

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 6 月 30 日（土）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 5 月 15 日（火）現在の発行済株式総数で試算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	115,019 株
今回の分割により増加する株式数	11,386,881 株
株式分割後の当社発行済株式総数	11,501,900 株
株式分割後の発行可能株式総数	27,312,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告	平成 24 年 6 月 15 日（金）
基準日	平成 24 年 6 月 30 日（土）
効力発生日	平成 24 年 7 月 1 日（日）

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成24年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年6月11日株主総会決議に基づく新株予約権	17,500円	175円

※平成23年10月18日取締役会決議に基づく新株予約権（ストック・オプション）の行使価額につきましては、1円のまま変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成24年7月1日（日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

平成24年7月1日（日）

※平成24年6月27日（水）をもって、大阪証券取引所JASDAQ市場における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年7月1日（日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条を新設いたします。
- ③現行定款第8条以下の条数を各1条繰下げいたします。
- ④第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>273,120</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,312,000</u> 株とする。

<p>第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は100株とする。</u></p> <p>第9条～第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は平成24年7月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
--	--

## 5. その他

### (1) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

### (2) 今回の株式の分割に伴う配当について

今回の株式の分割は平成24年7月1日(日)を効力発生日としておりますので、平成24年6月期の期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上